

平成29年度第6回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成29年9月28日(木)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 2階 会議室			
開会時間	午後1時30分		閉会時間	午後2時45分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行		
			8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
			12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員				
			6番	三原 正義
			8番	三町 秀美
			10番	川上 恵
			12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	6番	小里 千恵子	7番	正木 正二
	11番	大埜 益旨		
議事録署名委員	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
出席した職員	事務局長	松本 真典	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	渡邊 由加利		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠 席 者 報 告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農地利用状況調査による非農地承認について
議案第2号	非農地証明申請について
議案第3号	農地法第3条による許可申請について
議案第4号	農地法第4条による許可申請について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	定刻となりましたのでただいまから平成29年度第6回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	(挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして本日の農業委員の欠席者の報告をします。本日の欠席者は6番小里委員、7番正木委員、11番大埜委員以上の3名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は11名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては「会議規則第3条」の規定により会長をお願いいたします。
議事録署名委員選任	議 長	本日の議事録署名委員を指名します。9番圓道委員と10番立原両委員をお願いします。
議案第1号	議 長	議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問あればよろしく申し上げます。
	1 番	一番最初の写真の田んぼは圃場整備されているのでは。とても綺麗で荒れているようには見えないのですが。
	4 番	実際、農地パトロールして見ますとこういうところも完全に荒れていてひどい状態です。
	事務局長	実際は荒れていても航空写真は白く映ってしまいますことがあります。こういうことがあるので航空写真だけで判断するのは難しいので各支所にいる農地相談員に全農地見にいってもらってます。圃場整備してある農地は第1種農地で今までは保留させて頂いていたのですが先般、県の就農支援課、県の農業会議の方と一緒に確認したところ第1種農地でも20年以上耕作がされてなくて荒廃していたら非農地判定してもいいというのを聞いております。そうは言っても圃場整備してある場所は細心の注意を払っていったほうがいいということで荒れているからといって圃場整備の真ん中の方を非農地にとはいかないので山側の一番使い勝手が悪い他の農地に迷惑がかからないところから現状をみて非農地としてみていく方向で考えていきたい。そういった農地も非農地の方で承認をお願いしたいと思っています。
	4 番	地図上で129ページのように青のところに赤の旗がたって非農地になっているのはどういうことでしょうか。
	事務局長	平成24年のころに農業委員が確認をして当時は遊休農地だったのが5年もたてば他のまわりと同じくらい荒れていたということでB判定にして非農地として承認して頂くようあげています。そういう筆が何筆が残

		っています。何年かこういう作業をしてなかったので古いA判定、B判定が残っている状況で早めにこの状態を解消して非農地承認してもらうように今この作業を進めている状態です。
	議 長	備考欄の方へ利用状況調査と合わせて相談員という印字をしているのが現地へ行ってみて相談員が判断をしたということなのでそのように理解して頂ければと思います。
	4 番	豊松は有木ばかりあがっているが他にもたくさんあるのではないかな。
	事務局長	相談員一人で再確認していて豊松場合、北のほうから地籍調査がされているのでそれと合わせて地籍調査が済んでるところから随時やっている状況でこれから下へおりにいこうと思っています。非農地承認は今年2回目なのでこれから次の作業で個人に通知して承諾書を頂いたりその後法務局や税の担当者に通知を送ったりという作業に進めていきたいと思っています。
	議 長	ここで提案する内容については相談員が全部現地確認をしてB判定したものを法務局へ行って各筆ごとの所有者の確認とかした上で問題ないと判断したものだけをこちらに載せておりますので若干、相談員が確認した件数より少なくなっている傾向があると思います。
	事務局長	B判定しても保留しているのが、その農地に少しでも建物や宅地とか山林以外の状況が見受けられるものと抵当権に入っているものを保留させてもらってます。
	議 長	他にございませんでしょうか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので提案通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	13番 (推)	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号0-2について報告します。場所は[ ]から[ ]の所にあります。調査日時は9月25日に行い小川農業委員同行のもと調査をしました。調査内容は申請地については昭和52年頃から耕作されておらずすでに40年ほど経過しています。二筆は平成27年の利用状況調査によりすでにB判定となっております。また残り一筆の隣地であり現状についてもすでに山林化されており農地への復元は困難だと思っています。
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問ありましたらよろしくお願

		ます。
	事務局長	農地が難しい形になっておりまして議案書147ページの航空写真の方なんですけど[REDACTED]の旗のすぐ上に[REDACTED]があるんですけどこれを三日月にとりまくような格好になっております。
	議長	他にございませんでしょうか。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第2号「非農地証明について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので提案通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きます。議案第3号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。 事務局は説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	6番 (推)	下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号3-9、3-10について報告します。場所はどちらも[REDACTED]でございます。9月16日に小坂農業委員と調査をしました。3-9は譲渡人が[REDACTED]に従事していましたが体力の低下により耕作が困難となり農業後継者がいないことから今回譲渡したいとのことでした。譲受人につきましては[REDACTED]に興味を持たれ、この4月から利用権設定によりこの農地を借り受けて[REDACTED]を始められていましたがこの度譲渡人との合意で所有権移転の申請をされました。申請者につきましては現在も意欲的に営農に取り組まれており今回の申請も規模拡大のため問題ないと思われま。3-10については申請者の譲渡人は3-9と同じ方です。譲受人につきましては[REDACTED]に興味をもたれ今回新たに農業を始められこの4月から利用権を設定により農地を譲り受けて[REDACTED]を始められております。意欲的に取り組まれているので問題ないと思われま。
	12番 (推)	小畠地区担当の山内です。受付番号3-11について報告します。場所は[REDACTED]の[REDACTED]の[REDACTED]から[REDACTED]のところにあります。9月16日に若林委員と調査しました。申請地は、[REDACTED]として、[REDACTED]農地です。譲受人につきましては、今回、[REDACTED]を購入し、農地も買い受けて農業を始めたいとのこと。今回、利用状況調査によりB判定された農地もありますが、既に立ち木等も処理されて、意欲的に農業に取り組まれようとされていますので、問題ないものと思われま。
	10番 (推)	井関大矢地区担当の川上です。受付番号3-12について報告します。場所は[REDACTED]の交差点から[REDACTED]

		の場所にあります。9月17日に立原農業委員と[ ] 同行のもと調査しました。申請者は[ ]としてこの[ ]農地です。譲受人につきましては[ ]を購入し農地も買い受けて農業を始めたいということで問題ないと思われま
	13番 (推)	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号3-13について報告します。場所は2筆は[ ]、1筆は[ ]から[ ]、残りの1筆は[ ]の[ ]のところへあります。9月24日に小川農業委員同行のもと調査を行いました。申請者である譲受人は譲渡人の[ ]を購入されている方で今回譲渡人が所有する全ての不動産を譲受人が譲り受けられるとのこと
	議長	ありがとうございます。3条申請について調査報告をして頂きました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	4番	3-13の写真の②は家から離れていてそしてB判定だった農地ですよ
	事務局長	[ ]は[ ]の家を購入されてこちらのほうにゆくゆくは農業やりながら老後生活を送りたいという夢があるみたいで[ ]の非農地証明をして頂きましたが家の周りには農地がなくてすべての農地が点々としてまして家から離れております。今、言われた農地のほうも非農地判定されてましたが場所的には日当たりは良くないのですが4m農道もが
	2番	舗装された農道もついていて問題ないと思われま
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第3号「農地法第3条による許可申請について」申請通り承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして議案第4号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	14番 (推)	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号4-2について報告します。場所は[ ]の[ ]の場所へあります。9月19日に佐伯会長と[ ] 同行のもと調査しました。申請のあった農地は

		農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。今回申請にあたり墓地の設置に必要な区域について分筆登記されており区域としては問題ないと思われます。調査に行ったときにはすでに墓石が設置されていました。事務局に連絡して始末書の提出となったようです。
	議長	ありがとうございました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第4条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	担当推進委員による事前調査を行っています。報告をお願いします。
	8番	福永、高光、古川地区担当の三町です。受付番号7-2について報告します。場所は[ ]で[ ]から[ ]へ[ ]のところへあります。9月16日伊勢村春行農業委員と耕作者の[ ]がおられなかったので[ ]同行の元調査しました。事業者はKDDI株式会社で電気通信法に基づく認定事業者であります。事業内容は携帯電話の基地局建設のために地上高14.6mのコンクリート柱を設置するものです。設置場所は作付には影響ない箇所です。周辺農地への影響もないものと思われ農地の所有者並びに耕作者である地元農事組合法人の同意も得ているので問題ないと思われま
	6番	下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号7-3について報告します。場所は[ ]にある[ ]の場所にあります。9月16日に小坂農業委員と現地調査を行いました。事業者はKDDI株式会社で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業内容は携帯電話の基地局建設のために地上高14.9mのコンクリート柱を設置するものです。設置予定の農地は現在作付されていない農地です。周辺農地への影響もないものと思われま
	13番	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号7-4について報告します。場所は[ ]で[ ]との[ ]くらいのところへあります。9月25日に小川農業委員と事前調査しました。事業者はKDDI株式会社で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業内容は携帯電話の基地局建設のために地上高14.6mのコンクリート柱を設置するものです。設置予定の農地は現在作付されてい

		ない農地です。周辺農地への影響もないものと思われ農地の所有者の同意も得ているので問題ないと思われます。
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 本案件は報告事項ですので採決の必要性はございませんので申請通りといたします。 本日、審議頂く内容は以上ですので閉会とします。
		14 時 45 分